

年金目的相続税の制度設計¹

慶應義塾大学総合政策学部 岡部光明研究会

石関芙実子 喜多康平 塚越博基

2006年12月

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、岡部光明教授（慶應義塾大学）をはじめ、岡部光明研究会のメンバー他、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第1章 日本の年金財政の現状

- 第1節 問題意識
- 第2節 公的年金財政の概要
- 第3節 基礎年金国庫負担の見通しと財源候補

第2章 各税の国庫負担費財源妥当性

- 第1節 相続税制度の概要
- 第2節 年金目的相続税の提案と妥当性
- 第3節 他方法の可能性

第3章 年金目的相続税シミュレーション

- 第1節 年金目的相続税の試算方法
- 第2節 年金目的相続税シミュレーションの結果
- 第3節 現行制度に組み込む方法

第4章 政策提言

付論 年金目的相続税の法的妥当性

参考文献・データ出典

はじめに

少子高齢化問題は先進国に共通している。しかし我が国ほど急速に進んだ国はなく、近年、高齢化による社会保障費の増加問題が深刻さを増している。その中でも、年金財政の不足は改革の急務を要する。それを受け政府は 2004 年国会に年金改革法案を提出し、国民年金・厚生年金の保険料の引き上げとともに、基礎年金の国庫負担率も 2009 年度までに現行の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げることを決定した。しかし必要な財源は 3 兆円にもものぼり、この膨大な財源をどこに求めるかについては未だ決定していない。

この財源をどこから徴収するかについて、政府内では消費税との声が優勢を占めている。年金目的消費税は①税収が安定して見込めること、②税の徴収システム上、未納者・未加入が発生しないこと、③年金受給者にも徴収を見込めるため、世代間の不公平感がないこと、などの利点がある。しかし消費税には逆進性の問題があり、消費全負担が大きくなればなるほど、一般家計への影響は甚大なものとなることを考えると、必ずしも妥当であるとは言えない。そこで、基幹税ではないために脚光があたりにくい相続税で財源を確保できないかと考えた。なぜなら、相続税には老親の扶養対価という側面があり、社会保障制度の社会化が進んでいる現在、扶養の対価である親世代からの資産の一部を社会に還元し、社会保障のひとつである年金の財源にまわす十分な理由があると考えられるためである。また、上で示した消費税の妥当性①②に関しては相続税にも当てはまり、且つ他の税に比べて増税の余地があること、富の集中を是正し機会の平等に繋がるということなどの利点がある。

そこで本稿では、年金給付費国庫負担分を 2009 年までに従来の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引きあげた際に生じる 3 兆円にも及ぶ財源の、将来にわたる安定的な確保を目的とし、年金目的相続税の新規創設を政策提言する。具体的な政策としては、現行の相続税システムに加えて遺産取得課税の前に遺産課税を導入、一律に遺産の 7% を新たに徴収する。それを基礎年金国庫負担増額に充て、残りを現行制度と同様一般会計予算から充てる。試算の結果、2004 年度の段階で約 2.6 兆円、2009 年度推計では約 3.1 兆円、2025 年度では約 4.1 兆円の増収が見込める。厚生労働省（2005）の将来基礎年金国庫負担の推計と比較して、この年金目的相続税は将来にわたり安定して有効に機能すると証明した。

第1章 日本の年金財政の現状

近年の少子高齢化に伴い、全人口に占める 65 歳以上の人口割合は、現在では約 20%にもなる。わが国は他の先進国に比べても急速に少子高齢化が進行しており、社会保障費の増加は避けて通れない問題であり、中でも年金財政の圧迫が懸念されている。それを受け政府は 2004 年国会に年金改革法案を提出し、保険料の引き上げとともに国庫負担率も 2009 年度までに引き上げることを決定した。しかし、国庫負担率の引き上げによる差額は約 3 兆円にものぼり、この膨大な財源をどこに求めるかについては未だ決定していないのが現状である。

本章では、問題意識、年金財政の概要、不足財源をどこに求めるかについて、政府のこれまでの軌跡を追いながら述べる。

第1節 問題意識

我が国において、高齢化による社会保障給付費²の増大が懸念されている。社会保障給付費はこれまで一貫して増加しており、厚生労働省(2006)の試算によると³、2006 年度の 89.8 兆円から、2025 年度には 141 兆円に達すると推計されている。

このうち特に年金給付費は、2004 年度に 46 兆円だったものが、2025 年度には 84 兆円⁴となることを受けて、政府は 2004 年、国民年金法等の一部を改正する法律案（以下、年金改革法）を可決、施行した。可決内容は以下である。

- ① 厚生年金の保険料(当時 13.58%)は 2004 年 10 月から毎年 0.354%ずつ引き上げられ、給付水準は 2023 年度以降現役世代の平均年収に対して 50%は確保される。
- ② また国民年金の保険料（2004 年時点で月額 1 万 3300 円）を 2005 年 4 月から毎年 280 円ずつ引き上げ、2017 年度以降は月額 1 万 6900 円にする。

² 年金、医療、雇用など各種の社会保険に要する費用のほか、生活保護など社会福祉に要する費用を合計したもの。

³ 厚生労働省が行ったこの見直しには、①経済成長②人口③社会保障制度の 3 つについて前提条件が設けられている。前提条件の詳細い内容については厚生労働省(2006)を参照。

⁴ 2004 年当時の推計。資料は最新版による。

- ③ 基礎年金の国庫負担率は 2009 年度までに現行の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる。
- ④ 在職老齢年金制度の対象を 70 歳以上に拡大。
- ⑤ 離婚時に夫の厚生年金を専業主婦の妻に最大 2 分の 1 分割できる仕組みの創設。
- ⑥ 女性の子育て支援のため、育児休業中の保険料免除期間を 1 年から 3 年に延長。
- ⑦ 国民年金保険料の免除制度も全額・半額免除に加え 3 分の 1・4 分の 1 免除制度を導入。
- ⑧ 保険料の納付実績を点数化するポイント制を早期に導入。

しかし、このなかで③の国庫負担率引き上げに関しては、2004 年度から着手し、「社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上⁵⁾で 2009 年度までに引き上げを完了するものとし、早急な改革を確約し望むものの、財源は決定していない。この命題は本国会、来期国会において、早急に解決する必要がある。

そこで、本稿では国庫負担率引き上げの際に必要な財源税をどこから確保するかについて、政策提言を行う。

表 1 社会保障給付費の将来見通し

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考)2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	105 (110)	24.2 (25.3)	116 (126)	25.3 (27.4)	141 (162)	26.1 (30.0)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (56)	12.5 (12.9)	59 (64)	12.8 (13.8)	65 (75)	12.0 (13.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)	48 (56)	8.8 (10.3)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (20)	4.2 (4.5)	21 (23)	4.5 (4.9)	28 (32)	5.3 (5.8)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)	17 (20)	3.1 (3.7)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	101 (105)	23.3 (24.3)	114 (121)	24.8 (26.3)	143 (165)	26.5 (30.5)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)		
国民所得	375.6	—	433	—	461	—	540	—

注1) %は対国民所得。額は、各年度の名目額(将来の額は現在価格ではない)。

注2) 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。

注3) カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

出所：厚生労働省(2006) 社会保障の給付と負担の将来見通し—平成18年5月推計—より抜粋

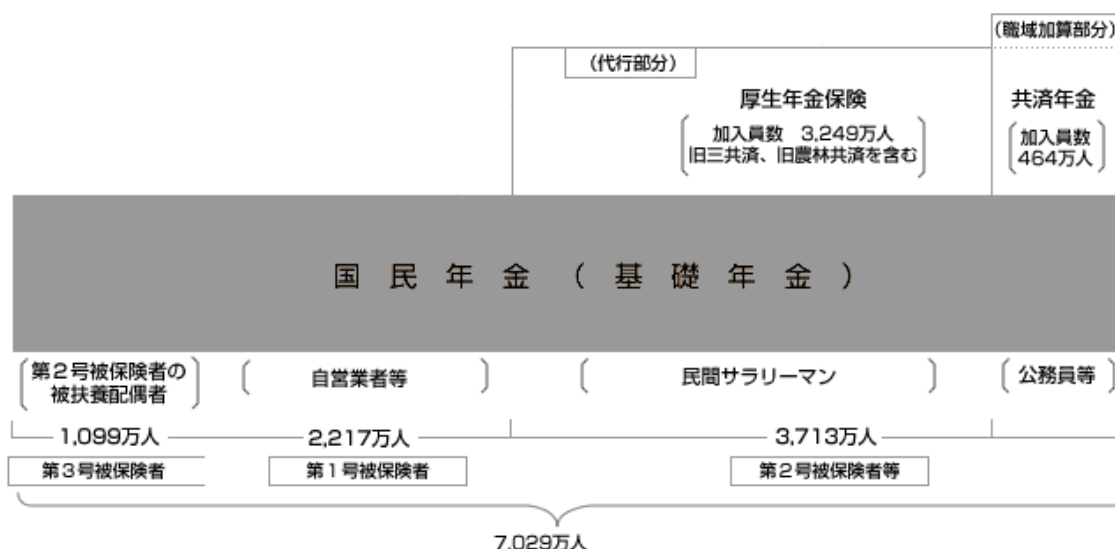
⁵⁾ 「国民年金法等の一部を改正する法律」附則16条より引用。

第2節 公的年金財政の概要

日本の公的年金制度は2階建ての制度となっている。1階部分は国民年金(基礎年金)と呼ばれる。これは全ての国民が加入している部分である。2階部分は被用者年金であり、これは、加入者に国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する部分である。被用者とは雇用されている人を指し、企業に雇用されていれば厚生年金に加入し、公務員等であれば共済年金に加入する。

公的年金制度の被保険者(加入者)は第1号から第3号の3つに区分されている。第1号被保険者とは、第2号と第3号のどちらにも属さない被保険者のことである。第2号被保険者とは、厚生年金や共済年金の加入者(いわゆる被用者)のことである。第3号被保険者とは、第2号被保険者の配偶者のことである。

図 1 公的年金制度

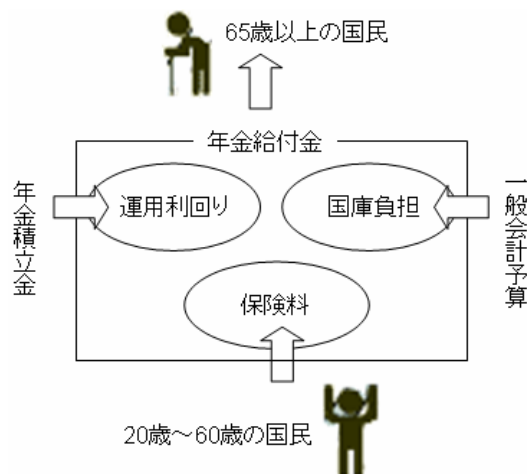


出所：厚生労働省年金財政ホームページ 公的年金制度の概要を参考に著者作成（数値は平成17年度）

公的年金制度の財源は①保険料②国庫負担③年金積立金の運用利回りの3つである。①の保険料は年金制度を運営するために各被保険者から徴収するもので、年金の給付額は被保険者が支払った保険料の額や支払った年数によって決まる。②の国庫負担は年金制度の運営を補完するために財源を租税からも賄うことを意味する。③は年金積立金を株式や債券等に運用して得た利回りを給付に反映させることを意味する。

給付の仕組みは、賦課方式（世代間の助け合い方式）である。年度ごとに徴収した保険料と国庫負担費を給付金とし年金受給者に直接渡している。保険料総額が年金受給者給付費より多ければその分を年金積立金とし、少なければ年金積立金より給付に充てる。

図 2 公的年金の財源と給付の仕組み



出所：著者作成

2004年6月の年金改革法で年金財政に関して以下の3つの点が改正された⁶。

- ① 保険料水準固定方式の導入。
- ② マクロ経済スライドの導入。
- ③ 基礎年金の国庫負担割合の引き上げ。

①の保険料水準固定方式とは「厚生年金および国民年金の将来の保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み⁷」である。厚生年金と国民年金の保険料は2004年10月から毎年段階的に引き上げ、2017年に引き上げが完了し、その後は引き上げないものとしている。

②のマクロ経済スライドとは「社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整する⁸」仕組みである。具体的には、賃金の伸び率、物価の伸び率、被保険者数、平均余命によって給付水準を自動的に決定する⁹。

③の内容は、基礎年金の国庫負担(租税負担)割合を従来の3分の1から2分の1に引き上げるといものである。

このように、年金改革法では安定した財源の確保のために、保険料と国庫負担の両方を引き上げることを決定した。この措置は、第1節で述べたとおり、年金給付額が将来増加することを見据えたものであるといえる。確かに、保険料については引き上げの上限を示しているので国民にとって明確なものであるといえる。しかし、前述のように、国庫負担は2009年度までに2分の1に引き上げるとしているものの、どの税から賄うかが明確に示されていない。

⁶ 年金改革法の詳しい内容は厚生労働省(2004)『年金制度改革の概要(国民年金法等の一部を改正する法律)』を参照。

⁷ 厚生労働省(2004a)。

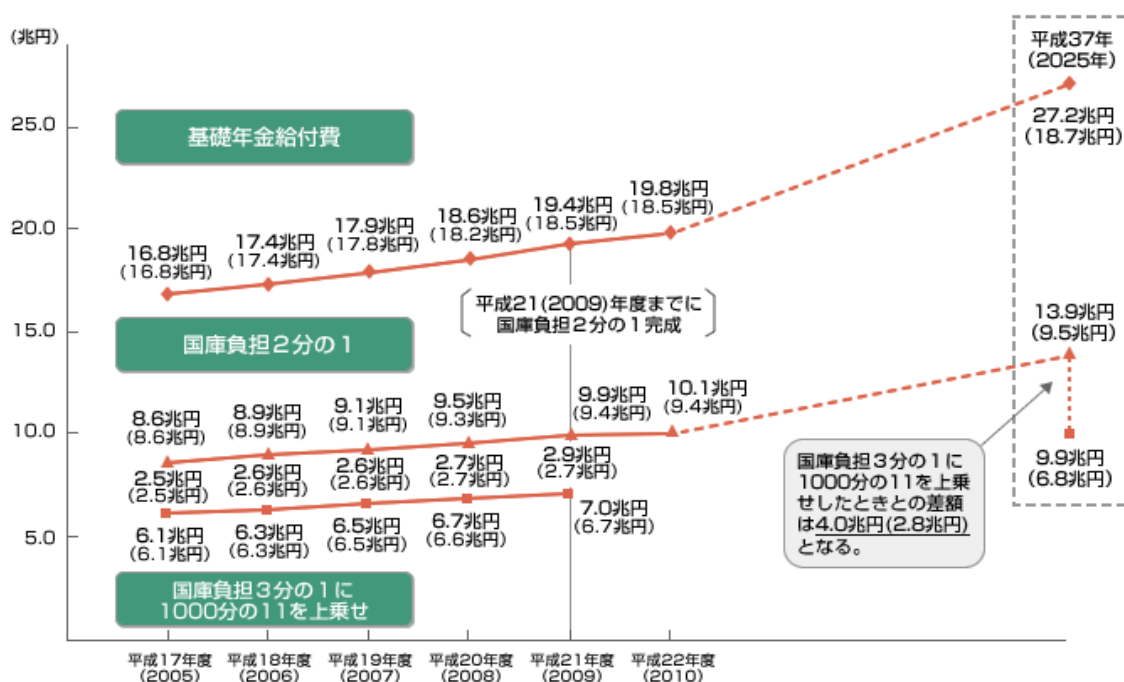
⁸ 厚生労働省(2004a)。

⁹ 詳しい計算方法は厚生労働省(2004a)を参照。

第3節 基礎年金国庫負担の見通しと財源候補

厚生労働省の試算によると、国庫負担引き上げにより下の図3のように2009年度には約3兆円、2025年度には約4兆円もの財源の確保が必要である。

図3 基礎年金国庫負担の見通し



(注1) 名目額である。ただし、()内は平成16年度価格である。
 (注2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 (注3) 基準ケースの場合の数値である。

出所：厚生労働省(2005)『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』より抜粋

基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるための新たな財源として、2005年12月に閣議決定した2006年度予算案に2200億円が計上された。2004年度税制改正で年金課税を強化して確保した分の約1700億円とあわせると、2006年度予算案で確保できた金額は約3900億円となった。しかし、2分の1の完全引き上げには2004年度の年金改革法で実現の期限として決められた2009年度の時点で約3兆円が必要とされている。

この財源をどこから徴収するかについて、政府内では消費税との声が優勢を占めている。政府税制調査会は、公的年金の課税強化に関して、2003年6月『少子高齢・社会と税制のあり方』と題した中期答申をまとめた。このなかで消費税を「少子・高齢化が進展するなかで、国民の将来不安を払拭するため極めて重要な税」と位置付け、歳出削減と国民の理解を得た上で現在の税率5%を二桁台に引き上げる必要性を強調した。また、民主党は2004

年4月、最低保障年金の財源として2007年度に現在の消費税とは別に税率3%の「年金目的消費税」を新設する等の提案を盛り込んだ『公的年金制度抜本的改革推進法案』を掲げている。

年金目的消費税の利点として、①税収が安定して見込めること、②税の徴収システム上、未納者・未加入が発生しないこと、③年金受給者にも徴収を見込めるため、世代間の不公平感がないこと、等がある。しかし消費税には逆進性の問題があり、消費全負担が大きくなればなるほど、一般家計への影響は甚大なものとなることを考えると、必ずしも妥当であるとは言えない。

そこで、基幹税ではないために脚光があたりにくいのが、相続税で財源を確保できないかと考えた。なぜなら、相続税には老親の扶養対価という側面があり、社会保障制度の社会化が進んでいる現在、扶養の対価である親世代からの資産の一部を社会に還元し、社会保障のひとつである年金の財源にまわす十分な理由があると考えられるためである。また、上で示した消費税の妥当性①②に関しては相続税にも当てはまり、且つ他の税に比べて増税の余地があること、富の集中を是正し機会の平等に繋がるということなどの利点がある。

第2章 各税の国庫負担費財源妥当性

前章では、社会保障給付費の増大による財政収支の圧迫が懸念され、国庫負担分の引き上げ分を賄う財源も決定されていない状況であることを述べた。

国庫負担金引き上げ分の財源として、財務省や政府税制調査会の見解では消費税の増税によるものが一般的であるが、本章で年金目的相続税の新設によって引き上げ分を賄うことの妥当性について検討する。

第1節 相続税制度の概要

相続税の国庫負担金引き上げ分の財源としての妥当性を述べる前に、そもそも相続税はどのようなものかを述べる必要がある。

相続税制が設計されている目的は、①遺産の取得に担税力を見出して課税し、所得課税を補完すること、②累進税率を適用することにより、富の再分配を図ること、などが挙げられる。

相続税の課税方式は、大きく分けて「遺産課税方式」と「遺産取得課税方式」という2つの方式がある。遺産課税方式とは被相続人の遺産に焦点を当て、遺産の総額に対して課税する方式であり、アメリカ、イギリスなどがこの方式を採用している。一方、遺産取得課税方式とは個々の相続人等が相続する遺産に焦点を当て、それらの者が相続した財産に対して課税する方式であり、ドイツ、フランスなどがこの方式を採用しており、日本でも、原則として遺産取得課税方式を採用している。

我が国で採用されている遺産取得課税方式の計算方法は3段階に区分されている。第1段階では相続財産のうち課税される価格を計算し（課税価格の計算）、第2段階では課税価格から基礎控除を差し引き、民法の法定相続分のおり相続したと仮定した場合の相続税額の総額を計算する（相続税総額の計算）。第3段階では相続税総額を、各人が実際に取得した遺産額で按分¹⁰して、各人別の納付税額を計算する。このように相続税の計算方式は複

¹⁰ 基準となる数量に比例して物を分けること。この場合、妻1人子2人が相続人となる場合、妻には1/2、子にはそれぞれ1/4に分割する。

雑であり、基礎控除額¹¹が高く、課税対象者が少ないという問題があると言える。

第2節表2からもわかるように、わが国の相続税制は、死亡者数に対して課税件数割合が年々低くなっており、現在では5%にも満たないという状況である。これは不動産バブルに呼応して引き上げられた基礎控除額が高止まりとなっているためである。そのため、上で述べたように社会保障費を相続税で賄うことを考えるなら、より大衆性の高いものにする必要があると考えられる。

第2節 年金目的相続税の提案と妥当性

国庫負担金引き上げ分の財源として相続税を提案する根拠としては、主に以下の理由が考えられる。①社会保障制度は退職後の人々の扶養を家族単位で行う仕組みであるため、扶養の対価である親世代からの資産移転も社会化すべきであること、②相続税の課税対象は、高額な控除が設けられているため、他の税に比べて増税の余地があること、③富の集中を是正し、機会の平等に繋がるということなどである。以下ではこれら3つ理由について個別に詳しく述べていく。

①扶養の社会化に伴い相続も社会化すべき

この見解は先行研究でも多く言われており、野口（2002）は、「社会保障制度とは、退職後の人々の扶養を家族単位で行うのではなく、社会全体で行う仕組みである。こうした社会においては、扶養の対価である親世代からの対価の移転も、社会化すべきである¹²」と述べ、社会保障制度の意義から見た相続税の妥当性を指摘している。また、渥美（2004）権丈（2003）は、「社会保障制度が未整備の時代には、相続は老親扶養の対価としての性格が強かったが、近年は社会保障制度の充実により老親扶養の社会化が進んでいるため、（私的扶養を社会的に肩代わりする社会保障制度の財源を確保するため）相続税を強化し、相続資産の一部を社会全体に還元していくべきである¹³」と述べ、社会の風潮からも老親扶養の社会化を援護している。

②増税の余地が高い

相続税の課税対象は高額な控除が設けられているため、増税の余地が高い（第二章一節参照）。これについて権丈（2003）は、「相続税はほんのわずかの資産家にしか関係のない極めて大衆性の弱い税であるために、増税の余地は十分にあるように思える¹⁴」と述べてい

¹¹ 5000万円＋（法定相続人の数）×1000万円が基礎控除として差し引かれる。

¹² 白鞘（2004）を引用

¹³ 白鞘（2004）を引用

¹⁴ 白鞘（2004）を引用

る。下の表2を見ると、全死亡者に対する課税件数を示す「(b)/(a)」の値は5%程度を推移しており、徐々に低下していることが分かる。(下表の(b)/(a)の値は、100人の死亡者のうち、何人の課税対象者が存在するかということである。)ここからも大衆性の弱さが窺える。また「(d)/(c)」の値を見ると、10%程度となっていることから、相続税納付者に対する平均課税率は低い値となっている。よって増税の余地があると考えられる。

表2 相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等			課税価格 合計額(c) 億円	相続税額	
	死亡者数 (a) 人	課税件数 (b) 件	(b)/(a) %		納付税額(d) 億円	(d)/(c) %
平成7年	922,139	50,729	5.5	152,998	21,730	14.2
8年	896,211	48,476	5.4	140,774	19,376	13.8
9年	913,402	48,605	5.3	138,635	19,339	13.9
10年	936,484	49,526	5.3	132,468	16,826	12.7
11年	982,031	50,731	5.2	132,699	16,876	12.7
12年	961,653	48,463	5.0	123,409	15,213	12.3
13年	970,331	46,012	4.7	117,035	14,771	12.6
14年	982,379	44,370	4.5	106,397	12,863	12.1
15年	1,014,951	44,438	4.4	103,582	11,263	10.9
16年	1,028,602	43,488	4.2	98,512	10,642	10.8

備考“死亡者数(a)”は『人口動態統計』(厚生労働省)により、その他の計数は『国税庁統計年報』による。

“課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。

“合計課税価格(c)”及び、“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない

出所：財務省『相続税・贈与税など(資産課税等)に関する資料』、厚生労働省『人口動態統計』

国税庁『統計年報』より一部抜粋

③富の集中を是正し、機会の平等につながる

年金には富の再分配機能がある。それは年金財政の一部を負担している税金に富の再分配機能があるためである。よって、年金給付費のための国庫負担費と、そもそも富の再分配機能を図る目的で設置されている相続税とは、親和性がある。また白鞘(2004)では、多くの富裕な高齢者の資産が定率で継承されることによって「不労所得を手にする子世代が増えることは勤労意欲を阻害するのではないか」述べている。

このように、相続税を年金目的税化することには十分な妥当性があると考えられる。

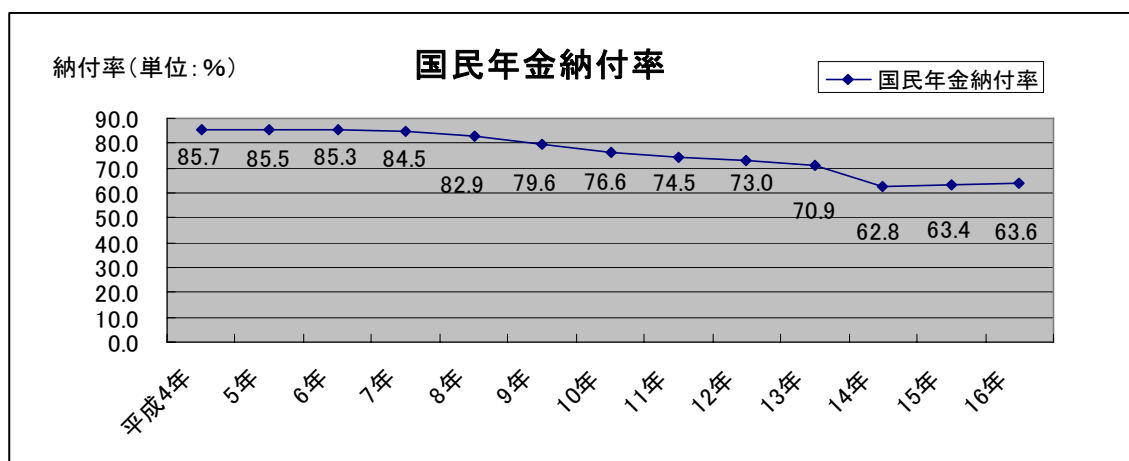
第3節 他方法の可能性

前節で、我々は国庫負担分の引き上げの財源として相続税を提案し、その妥当性を述べてきた。しかし、国庫負担分引き上げの財源としての選択肢は相続税のみではない。

①保険料の引き上げ、法人税、所得税の増税

基礎年金給付の負担が増えることに対して、まずは保険料の引き上げということが考えられる。上述したように国民年金の保険料（2004年時点で月額1万3300円）は2005年4月から毎年280円ずつ引き上げられ、2017年度以降は月額1万6900円となることが決定している。もし保険料をさらに引き上げることとなると、加入者の反発により、現在の納付率（国民年金の納付率の推移は下の表を参照）は今後さらに低下することが予想される。そのため保険料のこれ以上の引き上げは実現可能性が低いと考えられる。

表 3 国民年金納付率



出所：厚生労働省「年金財政ホームページ」のデータをもとに著作作成

次に法人税の増税によって国庫負担分を賄うという点についてである。現在、厚生年金は保険料、国庫負担、年金積立金から得られる財源から成り立っている。その保険料のうち法人企業が約半分を賄っている点を考えると、法人税を増税によって国民年金の国庫負担分を賄うのは2重の負担が発生し、企業からの反発が起こり得るために、実現可能性は少ないと考えられる。

また、所得税に関しては税率が徐々に低く設定される流れとなっている。その理由の1つは、公的年金の社会保険料の引き上げによって家計の収支が圧迫されることである。社会保険料の給与収入比が増大を続けているため、財政当局は長期間にわたって所得・住民税率を比較的低位に保っている傾向がある。所得税は累進性によって垂直的公平性を達成しているため、所得の再分配機能は強いが、これらの理由から国庫負担分引き上げの財源

としては限界があることが考えられる。

②消費増税の可能性

消費増税が年金の財源に適する理由として以下の3つが主に挙げられている。①税収が安定して見込めること、②税の徴収システム上、未納者・未加入者が発生しないこと、③年金受給者にも求めるため世代間の不公平感がないという点である。

しかしこれらの特徴のうち①と②に関しては相続税にもあてはまる。相続税は③のようにすべての人に遍く求めるものではないが、国民は一生のうち少なくとも1回は支払いを経験するので、不公平感が発生しない。

消費増税を社会保障給付費にあてた場合の消費税率は厚生労働省(2006)によると14%である。さらに、個々の家計への影響は、日本総合研究所(2006)によると、消費増税1%ポイントの増加あたり年収下位20%の世帯(平均年収374万円)では月当たり2000円、年収上位20%の世帯(平均年収1234万円)では同4000円となるため、消費増税が14%になった場合、年収下位20%の世帯は1万8000円、年収上位20%の世帯では3万8000円の負担増加となる。

また、消費増税には、逆進性の問題がある。逆進性とは、所得に対して税を支払う割合が、所得が少ない者のほうが多くなってしまいう性質のことである。図1の月収対比を見ると、所得が低い者ほど高い。これが逆進性である。

相続税に財源を求めた場合、この逆進性がない。特にこの点において、相続税に財源を求めることは優れている。

図4 世帯あたりの負担額(勤労者世帯、月額)の影響 (万円)

所得階層	I	II	III	IV	V	勤労者世帯平均
年収	347	522	665	845	1234	723
消費支出	22.0	26.7	31.2	38.3	47.3	33.1
消費税率						
5%(現行)	1.0	1.2	1.4	1.7	2.1	1.5
	(3.5)	(2.8)	(2.5)	(2.4)	(2.1)	(2.5)
6%(+1%)	1.2	1.4	1.7	2.1	2.5	1.8
	(4.2)	(3.3)	(3.0)	(2.9)	(2.5)	(3.0)
15%(+10%)	3.0	3.6	4.2	5.2	6.3	4.5
	(10.5)	(8.3)	(7.6)	(7.3)	(6.2)	(7.4)

出所：総務省「家計調査報告」をもとにした日本総合研究所(2006)試算

(注1) 所得階層は調査世帯を毎月の実収入の低いほうから順に並べ5等分したもの。

(注2) ()内は月収対比(%)。

(注3) 消費税率引き上げに伴う数量面からの消費の抑制や消費内容の変更は考慮していない。

第3章 年金目的相続税シミュレーション

前章で提言した年金目的相続税について、本章では具体的に施行した場合の徴収金額を試算した。結果、税率7%で将来に渡り安定して財源が確保できることが証明された。あわせて徴収した税を現行制度に組み込んで給付する方法を提案する。

第1節 年金目的相続税の試算方法

相続資産に関するデータとしては、総務省「全国消費実態調査」と国税庁「国税庁統計年報」の2004年（平成16年）データを用いる。しかし、この2つの統計には遺産課税を推計する上で、以下の特徴とデータ使用上の限界があると考えられる。

図5 『全国消費実態調査』と『国税庁統計年報』の特徴

資料名	総務省『全国消費実態調査』	国税庁『国税庁統計年報』
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数が掲載されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続資産階級別に、被相続人数、課税価格、納付税額等が掲載されている。
データ使用上の限界	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人数、課税価格、納付税額等は掲載されていないため、別途推計する必要がある。 資産総額が「1億円以上」の階級は1階級で括られており、高額の資産階級に関するデータは不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税が課税されていない人のデータは掲載されていない。 相続資産が「1億円未満」の階級は1階級で括られており、低額の相続資産階級に関するデータは不十分である。
本稿での使用	<ul style="list-style-type: none"> 「世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯分布」に「年齢別世帯主の死亡率」を掛け合わせて、相続資産規模を試算。 将来推計でも同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続資産（課税価格）が1億円以上の相続階級別の相続資産規模をそのまま使用。 将来推計では1億円以上の相続階級別の相続資産規模を「分布」として使用。

（備考）渥美(2004)の図表18を一部抜粋

本稿では、以上の特徴と不十分な点を踏まえ両統計を効果的に組み合わせることによって年金目的相続税の税収を試算した。具体的には「1億円未満」の資産階級の試算には『全国消費実態調査』を、「1億円以上」の資産階級の試算には『国税庁統計年報』を使用する。

2004年度試算の方法は以下の手順である。(図6 年金目的相続税の試算方法を参照)

- ①「世帯主の年齢別死亡率」の算出を行う¹⁵。
 - 『消費実態調査』から資産が1億円以下の階級について、「世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数」および「世帯主の年齢別の性別割合」を得る。また、厚生労働省『人口動態統計』から「年齢別・性別の死亡率」を得る。
 - 「世帯主の年齢別の性別割合」に、「年齢別・性別の死亡率」を掛け合わせることで、「世帯主の年齢別の死亡率」を算出する。
- ②「1億円以下の資産総額階級別の相続件数の算出を行う¹⁶。
 - 厚生労働省『国民生活基礎調査』から「世帯数」を得る。
 - ①で得た「世帯主の年齢別の死亡率」と「世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数」と「世帯数」を掛け合わせ、100,000で除することによって「1億円以下の資産総額階級別の相続件数」を算出する。
- ③「年金目的相続税」の算出を行う¹⁷。
 - ②で得た「1億円未満の資産総額階級別の相続件数」に各資産階級の中央値を掛け合わせることで「1億円未満の資産総額階級別の相続課税価格」を算出する。
 - 『国税庁統計年報』から「1億円以上の資産総額階級別の相続課税価格」を得る。
 - 「1億円未満の資産総額階級別の相続課税価格」と「1億円以上の資産総額階級別の相続課税価格」に課税率(5%~8%)を掛け合わせ、それらを合計することによって「年金目的相続税」の総額を算出する。

次に2009年度、2025年度資産の方法を以下の手順によって行う。

- ①将来の「世帯主の年齢別死亡率」試算は将来も一定と仮定する。
- ②将来の「1億円未満の資産総額階級別の相続件数」の算出を行う。
 - 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』より「将来の世帯数」を得る。

¹⁵ 性別・年齢別死亡率は『第4表 死亡率(人口10万対)の年次推移, 性・年齢(5歳階級)別』厚生労働省 平成16年 人口動態統計月報年計(概数)の概況、世帯主の性別・年齢別人口は『第13表 世帯の家族類型(16区分), 世帯主の配偶関係(4区分), 世帯主の年齢(5歳階級), 世帯主の男女別一般世帯数, 一般世帯人員及び親族人員(3世代世帯, 間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者-特掲)』総務省 平成17年国勢調査『第1次基本集計結果(全国結果)統計表』からデータを取得した。

¹⁶ 世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数『第24表 世帯属性, 資産の種類・資産額階級別世帯分布』総務省 平成16年全国消費実態調査 家計資産結果表からデータを取得した。また、消費実態調査は100000人をサンプルとしている。

¹⁷ 1億円以上の資産総額階級別相続課税価格は『相続財産価格階級別 人員, 財産価格, 税額』国税庁 相続税 平成16年度版からデータを取得した

- 2004 年度の「世帯主の年齢別・資産階級別の世帯数」の分布は将来も一定とする。
 →2004 年度時点の「世帯主の年齢別の死亡率」と「世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数」と「将来の世帯数」を掛け合わせ、100,000 で除することによって将来の「1 億円未満の資産総額階級別の相続件数」を算出する。

③将来の「年金目的相続税」の算出を行う。

- 内閣府『構造改革と経済財政の中期展望－2005 年度改定』より基本ケースとリスクケースの 2 種類の経済成長率を得る¹⁸。尚、この基本ケースとは『構造改革と経済財政の中期展望』に沿った政策努力を前提に、標準的に考えられるケースであり、リスクケースとは「政策努力を前提とするが、種々の下方リスクが顕在化するケース」である¹⁹。

表 4 経済成長率の将来推計

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 以降
基本ケース	2.7	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7 (一定)
リスクケース	2.7	1.9	1.2	1.1	1.0	0.9	1.0	1.0 (一定)

(備考) 内閣府「構造改革と経済財政の中期展望」のデータをもとに著者作成

- 2004 年度の世帯数から将来の世帯数への増加率（または減少率）を算定し、2004 年度の「1 億円以上の資産総額階級別の相続課税価格」に世帯数の増加率、経済成長率を掛け合わせた後、それぞれの課税率を掛け合わせることによって、1 億円以上の資産階級別の「年金目的相続税」を得る。
 →②で得た、将来の「1 億円未満の資産総額階級別の相続件数」に各資産階級の中央値を掛け合わせることによって「1 億円未満の資産総額階級別の相続課税価格」を算出する。これに経済成長率を掛け合わせた後、課税率を掛け合わせることによって1 億円未満の資産階級別「年金目的相続税」を得る。
 →1 億円以上の資産階級別「年金目的相続税」と1 億円未満の資産階級別「年金目的相続税」を合計することによって、将来の「年金目的相続税」の総額を算出する。

¹⁸ 冒頭のはじめに述べた、社会保障給付費の将来推移と比較するうえで整合性をとるために、同推計の前提に準じて『構造改革と経済財政の中期展望』の指標を扱う。

¹⁹ この点についての詳細は『構造改革と経済財政の中期展望』を参照。

図 6 年金目的相続税収の試算方法

① 『世帯主の年齢別死亡率』の算出

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{男性} \\ \hline \text{年齢別死亡率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{男性世帯主} \\ \hline \text{年齢別人口} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{女性} \\ \hline \text{年齢別死亡率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{女性世帯主} \\ \hline \text{年齢別人口} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯主の年齢別人口} \\ \hline \end{array}} =$$

② 『1億円以下の資産総額階級別の相続件数』の算出

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1億円以下の資産総額階級別の相続件数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯主の年齢別・} \\ \hline \text{資産総額階級別の世帯数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯主の} \\ \hline \text{年齢別死亡率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯数} \\ \hline \div 100000 \\ \hline \end{array}$$

③ 『年金目的相続税』の算出

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金目的相続税} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一億円以上の資産総額階級別の相続課税価格} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{一億円未満の資産総額階級別の相続課税価格} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税率 (0.05)} \\ \hline \end{array}$$

※ ($\begin{array}{|c|} \hline \text{1億円未満の資産総額階級別の相続件数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各階級の平均相続資産額} \\ \hline \end{array})$

$$\times \begin{array}{|c|} \hline \text{経済成長率} \\ \hline \end{array}$$

渥美 (2004) を参考に著者が試算方法、図作成

第2節 年金目的相続税シミュレーションの結果

以下、遺産課税を新設し、一律に遺産の5～8%を新たに課した場合の年金目的相続税収について試算した結果を示す。

仮に平成16年度の年金目的相続税を5%と設定すると、1.892兆円という結果が得られることがわかった。しかし、2004年度の基礎年金国庫負担分を3分の1から2分の1に引き上げた場合では、2.5兆円の差額が生じることを考慮すると、5%の試算では不十分である。よって、6～8%にそれぞれ設定して試算すると、6%では2.270兆円、7%では2.649兆円、8%では3.027兆円という結果が得られた。

よって、基礎年金の国庫負担分を3分の1から2分の1に引き上げた場合の差額を考慮すると、税率を7%にするのが妥当であると考えられる。

次に2009年度と2025年度²⁰について経済成長率と将来人口推移による世帯数の変化を考慮に入れて推計を行った。結果、2009年度について税率を7%にして試算をした場合、基本ケースでは3.152兆円、リスクケースでは3.090兆円の徴収見込みがあることがわかり、2025年度の基本ケースでは4.100兆円、リスクケースでは3.596兆円という結果が得られた。これを国庫負担分引き上げの差額と照らし合わせると、2025年のリスクケースにおいてのみ、約0.6兆円の不足分が発生するものの、それ以外の場合では差額を十分に満たしているため、この年金目的相続税は将来にわたり有効に機能すると考えられる。

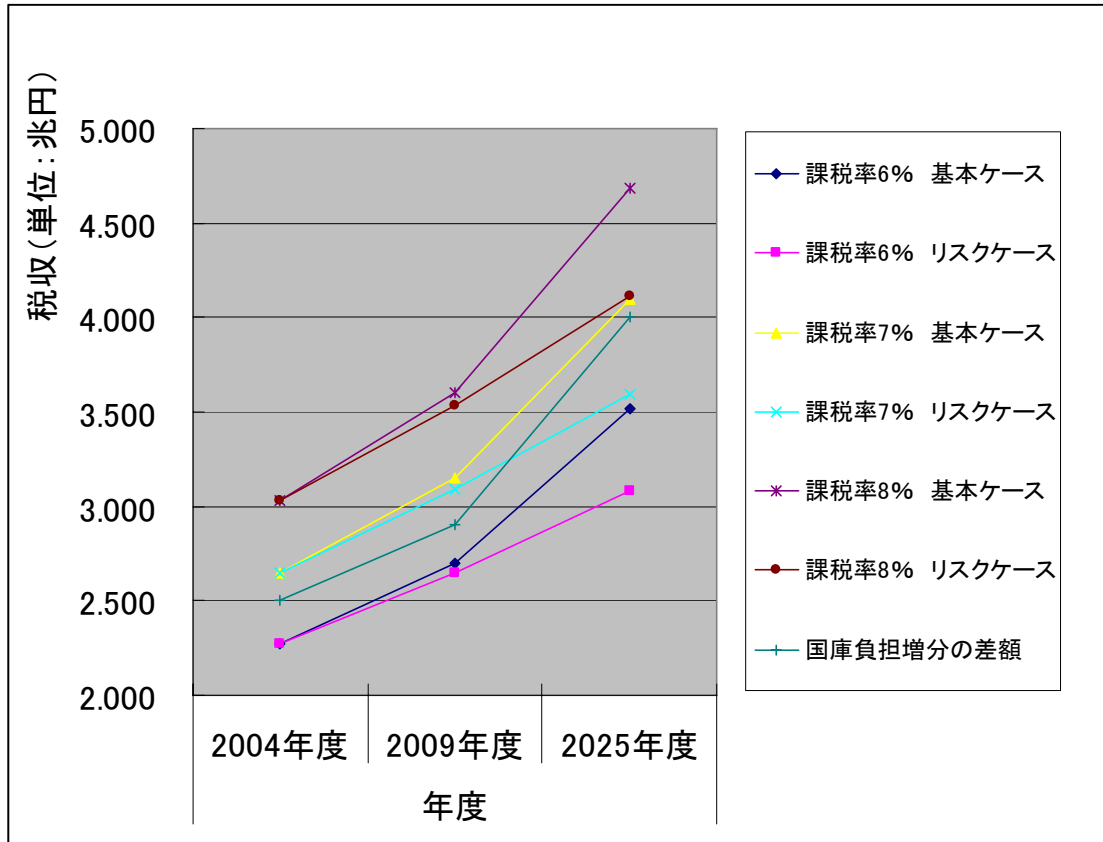
図7 将来の年金目的相続税収の試算

(兆円)

課税率 (%)	基本ケース				リスクケース			
	5	6	7	8	5	6	7	8
2004年	1892	2270	2649	3027				
2009年	2251	2701	3152	3602	2207	2649	3090	3532
2025年	2929	3515	4100	4686	2568	3082	3596	4110

²⁰ この年度を推計した理由は、2009年度に基礎年金国庫負担率の引き上げが完了する年であり、2025年度は団塊の世代が平均寿命を迎える年である。

図 8 将来の年金目的相続税収の推移



著者作成

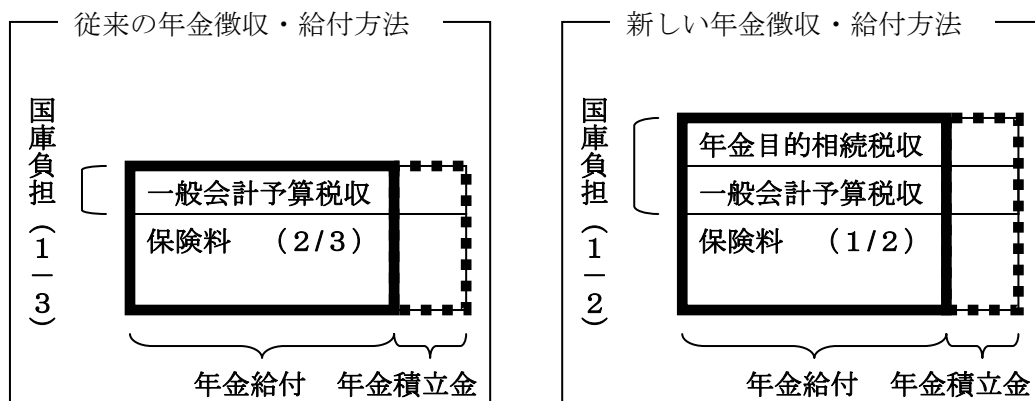
第3節 現行制度に組み込む方法

徴収した税を現行制度に組み込む方法について、図に示した。現行の年金財政は、まず保険料を徴収しその総額に対して3分の1にあたる金額を国庫負担として一般会計予算より算出し、それらを合わせて年金の支払い等に充て、残りは年金積立金として積み立て、年金積立金管理運用独立行政法人が厚生労働大臣の定める中期目標に基づき法人自らが定める中期計画等に沿って市場運用している。

そこで、国庫負担率を2分の1に改正した際、従来の国庫負担税収との差額を年金目的相続税で補う方法を以下に提案する。

- ①保険料を徴収し、国庫負担額を算出する。
- ②その中で年金目的相続税をまず充てる。
- ③残りを一般会計予算から算出する。

図4 年金目的相続税を用いた年金徴収・給付方法



著者作成

第4章 政策提言

年金給付費国庫負担分を2009年までに従来の3分の1から2分の1に引きあげた際に生じる3兆円にも及ぶ財源の将来にわたる安定的な確保を目的とし、年金目的相続税の新規創設を政策提言する。具体的な政策としては、現行の相続税システムに加えて遺産取得課税の前に遺産課税を導入、一律に遺産の7%を新たに徴収する。それを基礎年金国庫負担増額に充て、残りを現行制度と同様一般会計予算から充てる。試算の結果、2004年度の段階で約2.6兆円、2009年度推計では約3.1兆円、2025年度の基本ケースでは約4.1兆円の増収が見込める。厚生労働省（2005）の将来基礎年金国庫負担の推計と対比して、この年金目的相続税は将来にわたり安定して有効に機能すると証明した。

なお上記政策提言の根拠としては、扶養の社会化に伴い、老親扶養の対価としての性質を持った相続の移転も社会化すべきであるといったことや、他の税に比べて増税の余地があること、富の集中を是正し、機会の平等につながるということ、消費税の問題である逆進性がないこと、といったことが挙げられる。

資産から一律の割合で税を徴収することに関して、財産権との兼ね合いが問題になる。自由（私的財産権の保護）と平等（生存権の保障）は、究極的には矛盾する考え方であるが、今日の多くの国では、いわゆる福祉国家の理念のもと、国家が一定程度私的財産に干渉することもやむを得ないことと考えられている。このような考え方に基づいて租税公平主義のもと各人の担税力（租税負担能力）に応じて公平に負担されるならば、憲法に違反しないと考えられる。

最後に、政策の実施には、この提案が国民年金法の附則（平成一六年六月一日法律第一〇四号）第十六条に関連したものであるからして、相続税法を改正した後、国民年金法に基づき、政令を発することで効力がでるものとする（付論参照）。

付論 年金目的相続税の法的妥当性

相続税法

現状の相続税制に加えて遺産に一律の割合で課税する遺産課税方式を組み合わせることを提案する。そのため、相続税法との兼ね合いでは、①相続税として徴収した税を特別会計予算に組み込めるか、②相続課税ではなく、遺産課税は許容されているか、が問題となる。上記二点に関して、相続税法には抵触しない。さらに、相続税の一部を目的税とするために、相続税法（昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号）の一部を改正し、相続税の総額の条項に、課税価格より年金目的相続税を徴収する旨を追加する。

財政法

財政法には抵触しない。

会計法

一般会計予算と特別会計予算の区分けについて、会計法には抵触しない。

国民年金法

国庫負担金を一般会計予算と特別会計予算の両方から捻出することについて、国民年金法には抵触しない。国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号）の国庫負担を規定した条項に年金目的相続税の規定を追加する。

また、この政策は以下の条文に関連したものである。

附 則 （平成一六年六月一日法律第一〇四号） 抄

第十六条 特定年度については、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

《先行論文》

- 麻生良文（1998）「相続を通じた世代間移転」『経済研究』Vol.49, No.4, pp.208-296
- 渥美由喜（2004）「社会保障財源としての相続税改革の方向性－相続課税の強化、遺産課税の新設シミュレーション－」『富士通総研（FRI）経済研究所研究レポート』No.210
- 権丈善一（2004）『年金改革と積極的社会保障政策』慶應義塾大学出版会
- 白鞘康嗣（2005）『相続税の年金目的税化に関する一考察』福岡大学経済学論叢

《参考文献》

- 健康保険組合連合会（2005）『社会保障年鑑』東洋経済新報社
- 佐々木秀一（1992）『相続・贈与税の知識＜第5版＞』日本経済新聞社
- 日本総合研究所（2006）「消費税率引き上げの影響を考える」『Business & Economic Review』2006.3 P60-69
- 民主党（2004）『年金抜本改革推進法案』

《データ出典》

- 厚生労働省『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』
- 厚生労働省『年金制度改革の概要（国民年金法等の一部を改正する法律）』
- 厚生労働省『第4表 死亡率（人口10万対）の年次推移，性・年齢（5歳階級）別』平成16年 人口動態統計月報年計（概数）の概況
- 厚生労働省『社会保障の給付と負担の将来見通し－平成18年5月推計－』
- 厚生労働省『人口動態統計』
- 国税庁『相続財産価格階級別 人員、財産価格、税額』相続税 平成16年度版
- 国税庁『統計年報』より一部抜粋
- 財務省『相続税・贈与税など（資産課税等）に関する資料』
- 税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』
- 総務省『第13表 世帯の家族類型（16区分），世帯主の配偶関係（4区分），世帯主の年齢（5歳階級），世帯主の男女別一般世帯数，一般世帯人員及び親族人員（3世代世帯，間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者－特掲）』平成17年国勢調査第1次基本集計結果（全国結果）
- 総務省『第24表 世帯属性，資産の種類・資産額階級別世帯分布』平成16年全国消費実態調査 家計資産結果表
- 内閣府『構造改革と経済財政の中期展望』